

## 公表資料

平成30年6月26日  
防 衛 省

### 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成30年1月1日～同年3月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成30年1月1日から同年3月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

#### 〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は57件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体が3件、独立行政法人が1件、許可法人が1件、一般社団法人又は一般財団法人が1件、その他の非営利法人が6件、営利法人が42件、自営業が1件、その他が2件となっています。

#### 【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成30年1月1日～同年3月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	26	-	31	57

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	3	1	-	-	1	-	1	-	6	42	1	2	57

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(平成30年1月1日～同年3月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束 をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 (注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認 の有無 (注3)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助 の有無(注 4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	吉居 宏	56	航空自衛隊第4高射群司令	—	H30.1.29	航空自衛隊第4高射群司令	H30.1.29	H30.2.18	H30.2.18	H30.2.19	東邦車輛株式会社	輸送用機器に関する製造、販売	顧問(囑託)	無	有	
2	西谷 正文	56	航空自衛隊幹部学校業務部長	—	H30.1.29	航空自衛隊幹部学校業務部長	H30.1.29	H30.2.22	H30.2.22	H30.3.1	日通商事株式会社	物流関連商品の売買、リース、整備、梱包荷役等	調査役(契約社員)	無	有	
3	廣島 美朗	56	航空自衛隊航空教育集团司令部監理監察官	H30.1.18	H30.2.13	航空自衛隊航空教育集团司令部監理監察官	H30.1.18	H30.2.22	H30.2.22	H30.3.1	三菱電機株式会社	発電機、家電、エレベータ、レーダー、飛しょう体、人工衛星等の製造・販売	担当部長(囑託)	無	有	
4	金子 浩一	56	航空自衛隊航空中央業務隊司令兼航空自衛隊市ヶ谷基地司令	—	H30.1.30	航空自衛隊航空中央業務隊司令	H30.1.30	H30.3.5	H30.3.5	H30.4.1	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	業務用映像/音響機器の開発・製造・販売	顧問(囑託)	無	有	
5	石橋 勉	55	陸上自衛隊幹部学校教育部統率教育室長	—	H30.2.22	陸上自衛隊幹部学校教育部統率教育室長	H30.2.22	H30.3.23	H30.3.23	H30.3.27	凸版警備保障株式会社	警備業	支所長	無	有	
6	今井 孝行	59	陸上自衛隊警務隊本部副隊長	—	H29.10.30	—	—	—	H30.3.23	H30.5.1	株式会社タイユウ・サービス	保険事業、物品販売	保険募集業務	無	無	
7	大野 幸生	55	陸上自衛隊補給統制本部総務部長	—	H30.1.24	陸上自衛隊補給統制本部総務部長	H30.1.24	30.3.23	H30.3.23	H30.3.24	弘済企業株式会社	保険業	保険営業	無	有	
8	大森 俊之	55	陸上自衛隊幹部学校主任教官	H30.2.2	H30.2.26	陸上自衛隊幹部学校主任教官	H30.2.2	H30.3.23	H30.3.23	H30.4.2	日本電気株式会社	IT/NW関連製造業	参与(囑託)	無	有	
9	門田 和也	56	航空自衛隊第2術科学校副校長	H30.1.29	H30.3.6	航空自衛隊第2術科学校副校長	H30.1.29	H30.3.23	H30.3.23	H30.4.1	株式会社イー・アンド・デイ	計測機器の開発、設計、製造及び販売	顧問(囑託)	無	有	
10	上西 慶明	55	陸上自衛隊開発実験団本部計画科長	H30.2.2	H30.2.26	陸上自衛隊開発実験団本部計画科長	H30.2.2	H30.3.23	H30.3.23	H30.4.2	日本電気株式会社	IT/NW関連製造業	参与(囑託)	無	有	
11	久保田 孝雄	59	自衛隊中央病院診療技術部長	H30.3.2	H30.3.12	自衛隊中央病院診療技術部長	H30.3.2	H30.3.23	H30.3.23	H30.4.1	医療法人財団青葉会東都三軒茶屋クリニック	診療	院長	無	無	
12	児玉 巖	55	陸上自衛隊通信団副団長	H30.3.1	H30.3.6	陸上自衛隊通信団副団長	H30.3.1	H30.3.23	H30.3.23	H30.3.24	株式会社NHKアイテック	地上デジタル放送及び通信・情報機器・ネットワークに関する研究開発	技術職	無	有	
13	近藤 伸彦	50	陸上自衛隊北部方面総監部医務官兼自衛隊札幌病院	H30.1.29	H30.3.20	陸上自衛隊北部方面総監部医務官兼自衛隊札幌病院	H30.1.29	H30.3.23	H30.3.23	H30.3.24	医療法人社団北海道健診センタークリニック	健診、診療	副院長	無	無	
14	重信 勝利	55	陸上自衛隊需品学校副校長	H30.2.13	H30.2.22	陸上自衛隊需品学校副校長	H30.2.13	H30.3.23	H30.3.23	H30.4.10	株式会社メルコーポレーション	被服類等の繊維製品の製造販売	顧問	無	有	

15	寅岡 一也	55	陸上自衛隊九州補給処副処長	H30.1.4	H30.2.19	陸上自衛隊九州補給処副処長	H30.1.4	H30.3.23	九州補給処長の補佐	H30.3.23	H30.4.1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼・溶接・電力・アルミ・鋼・機械・エンジニアリング関連企業	総括安全衛生管理者（嘱託）	無	有
16	端 博幸	55	陸上自衛隊第13旅団副旅団長兼陸上自衛隊海田市駐屯地司令	—	H30.1.26	陸上自衛隊第13旅団副旅団長兼陸上自衛隊海田市駐屯地司令	H30.1.26	H30.3.23	旅団長（旅団の隊務を統括）の補佐、旅団長に事故等があるときは、旅団長の職務、駐屯地の警備、消防等及び駐屯地業務隊長の指導監督	H30.3.23	H30.4.1	日野自動車株式会社	自動車製造業	主査	無	有
17	星川 辰雄	55	陸上自衛隊研究本部総合研究部第1研究課長	H30.1.15	H30.2.19	陸上自衛隊研究本部総合研究部第1研究課長	H30.1.15	H30.3.23	研究業務の統括	H30.3.23	H30.4.1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼、溶接、電力、アルミ・鋼、機械及びエンジニアリング関連事業	総括安全衛生管理者（嘱託）	無	有
18	望月 雄一	55	陸上自衛隊輸送学校副校長兼企画室長	—	H29.11.6	—	—	—	—	H30.3.23	H30.4.1	損害保険料率算出機構	自賠責損害調査業務	福岡自賠責損害調査事務所自賠責損害調査担当	無	有
19	山坂 泰明	55	陸上自衛隊東北方面特科隊長	H30.2.16	H30.2.19	陸上自衛隊東北方面特科隊長	H30.2.16	H30.3.23	隊本部等の事務を掌理し、隊務を統括する業務	H30.3.23	H30.4.1	東芝インフラシステムズ株式会社	電気器具製造業	担当部長	無	有
20	日高 昇	56	陸上自衛隊小平学校付（陸上自衛隊西部方面後方支援隊副隊長）	—	H29.10.4	—	—	—	—	H30.3.30	H30.3.31	株式会社日産クリエイティブサービス	総合サービス業	主管（入退管理業務担当）（契約社員）	無	有
21	貴戸 道彦	60	海上自衛隊補給本部情報処理部長	H30.2.9	H30.2.21	海上自衛隊補給本部情報処理部長	H30.2.9	H30.3.31	情報システム維持管理業務	H30.3.31	H30.4.1	洋エンジニアリング株式会社	情報提供サービス業	呉事務所所員	無	無
22	田邊 道	55	自衛隊情報保全隊情報保全官兼自衛隊情報保全隊副司令	H30.2.5	H30.3.19	自衛隊情報保全隊情報保全官兼情報保全隊副司令	H30.2.5	H30.4.1	航空自衛隊に対する情報保全業務への支援、並びに情報保全隊司令の実施する業務の補佐	H30.4.1	H30.4.2	新東亜交易株式会社	海外製品の輸入、販売	顧問（嘱託）	無	有
23	豊住 太	56	海上自衛隊佐世保海上訓練指導隊司令	—	H29.12.6	—	—	—	—	H30.4.2	H30.4.3	三波工業株式会社	電子機器の整備、修理及び製造	主幹（嘱託）	無	有
24	川淵 靖	56	統合幕僚学校教育課研究室長	H30.1.18	H30.2.22	統合幕僚学校教育課研究室長	H30.1.18	H30.4.10	自衛隊の統合運用に関する調査研究業務	H30.4.10	H30.5.1	SOMPOリスケアマネジメント株式会社	コンサルタント	シニアコンサルタント（嘱託）	無	有
25	佐々木 慶宣	56	航空自衛隊第13飛行教育団副司令	—	H29.11.6	—	—	—	—	H30.4.27	H30.5.1	富士航空整備株式会社	航空機の機体点検、検査及び整備並びに航空機の操縦、構造、機能、整備等に関する教育	部長	無	有
26	森竹 賢全	56	海上自衛隊幹部学校付（海上自衛隊幹部学校運用教育研究部演習装置運用課長）	H30.3.1	H30.3.22	①海上自衛隊幹部学校運用教育研究部演習装置運用課長 ②海上自衛隊幹部学校付	①H30.3.1 ②H30.3.30	①H30.3.29 ②H30.5.6	①課内業務管理 ②特に命ぜられた事項	H30.5.6	H30.5.7	日本電気株式会社	民生用電気機械器具製造業	シニアエキスパート（嘱託）	無	有

（注1）約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「—」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

（注2）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

（注3）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注4）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注2)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助の有無(注 3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	青木 信義	60	大臣官房付(南関東防衛局次長)	-	-	-	-	-	H28. 7. 1	H30. 3. 1	三井生命保険株式会社	保険業	顧問	無	無
2	廣田 恭一	59	大臣官房付(装備施設本部副本部長(総務担当))	-	-	-	-	-	H28. 7. 1	H30. 1. 1	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損害保険事業等	顧問	無	無
3	三村 亨	60	防衛審議官	-	-	-	-	-	H28. 7. 1	H30. 3. 15	芝綜合法律事務所	弁護士業	弁護士	無	無
4	尾瀬 佐一郎	55	航空自衛隊幹部学校業務部長	-	-	-	-	-	H28. 11. 30	H30. 2. 12	プライムデリカ株式会社	食品製造業	担当部長(採用担当、従業員指導)	無	無
5	棚岡 充雄	56	海上自衛隊阪神基地隊付(海上自衛隊舞鶴海上訓練指導隊司令)	-	-	-	-	-	H29. 2. 5	H30. 2. 1	伊勢三河湾水先区水先人会	水先業務	一級水先人	無	無
6	泉頭 悦郎	60	防衛装備庁航空装備研究所長	-	-	-	-	-	H29. 3. 31	H30. 1. 1	株式会社SUBARU	自動車、航空機等の製造業	顧問	無	無
7	河津 稔	56	海上自衛隊東京業務隊付(海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長)	-	-	-	-	-	H29. 5. 11	H30. 2. 5	セコム株式会社	警備業	主任(契約社員)	無	無
8	後藤 孝	56	陸上自衛隊東部方面総監部付(自衛隊長野地方協力本部長)	-	-	-	-	-	H29. 6. 13	H30. 2. 1	長野県庁	地方公務	危機対策幹	無	無
9	黒江 哲郎	59	防衛事務次官	-	-	-	-	-	H29. 7. 28	H30. 1. 1	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業等	顧問(非常勤)	無	無
10	飯塚 洋文	55	海上自衛隊沖繩基地隊司令	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 1. 1	トーヨーカネット株式会社	機械・プラント(貯蔵タンク)等技術サービス業	安全衛生管理者	無	有
11	池田 徳重	55	防衛研究所教育部長	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 2. 1	東京計器株式会社	測量機械器具製造業	顧問(嘱託)	無	有
12	軽部 真和	56	陸上幕僚監部法務官	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 1. 1	日本赤十字社	国内災害救護活動等	事業局救護・福祉部主幹	無	無
13	小森 一生	56	陸上自衛隊富士教導団長	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 1. 1	マニュアルライフ生命保険株式会社	生命保険業務	顧問	無	無
14	坂田 竜三	57	統合幕僚学校長	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 2. 1	住友商事株式会社	総合商社	顧問	無	無
15	谷井 淳志	59	地方協力局次長	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 1. 9	神奈川県教育委員会	地方公務	事務員(非常勤職員)	無	無
16	徳川 泰久	56	陸上自衛隊第1特科団長兼陸上自衛隊北千歳駐屯地司令	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 3. 1	住友生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無

17	刀禰 克則	59	東北防衛局総務部長	-	-	-	-	-	H29. 8. 1	H30. 1. 1	防衛省職員生活協同組合	組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とした共済事業・教育事業	本部事務局付(参事)	無	無
18	鈴木 純治	57	陸上自衛隊中部方面総監	-	-	-	-	-	H29. 8. 8	H30. 1. 1	いすゞ自動車株式会社	自動車、エンジン、部品等の製造及び販売	営業本部顧問(嘱託)	無	無
19	野中 盛	56	航空自衛隊西部航空方面隊副司令官	-	-	-	-	-	H29. 9. 1	H30. 2. 1	三菱航空機株式会社	航空機の開発、製造、販売及びアフターサービス	顧問(嘱託)	無	無
20	唐箕 直樹	55	自衛隊情報保全隊情報保全官	-	-	-	-	-	H29. 12. 1	H30. 1. 22	原子力規制委員会原子力規制庁	原子力規制を実施する環境省の外局組織	原子力防災・運転管理専門職	無	無
21	沼田 良亨	55	海上幕僚監部首席法務官兼海上自衛隊幹部学校	-	-	-	-	-	H29. 12. 1	H30. 2. 1	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス・金属鉱物の採鉱等	部長付	無	無
22	藤原 修	55	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	-	-	-	-	-	H29. 12. 1	H30. 1. 15	株式会社インフィニティ	官公庁への物品販売・役務の提供およびケーブル・ハーネス・電子部品加工	社長付	無	有
23	鈴木 洋志	55	陸上自衛隊会計監査隊長	-	-	-	-	-	H29. 12. 19	H30. 1. 1	防衛懇話会	国防意識の普及・高揚	事務局次長	無	有
24	根石 正敏	56	航空自衛隊中部航空方面隊司令部幕僚長	-	-	-	-	-	H29. 12. 23	H30. 3. 1	株式会社 I H I	航空機、飛しょう体等及びその関連機器の設計、製造等	顧問(嘱託)	無	有
25	幸野 英明	56	陸上自衛隊小平学校付(自衛隊高知地方協力本部長)	-	-	-	-	-	H30. 1. 8	H30. 1. 9	防衛省職員生活協同組合	自衛隊員のための共済事業	参事	無	有
26	奥田 浩一	56	陸上自衛隊東部方面総監部付(陸上自衛隊第5施設団副団長)	-	-	-	-	-	H30. 1. 20	H30. 1. 22	東邦重機開発株式会社	建設用機械及びその他の機械による作業請負等	安全部長	無	有
27	大矢 和司	56	陸上自衛隊補給統制本部付(近畿中部防衛局東海防衛支局次長)	-	-	-	-	-	H30. 1. 24	H30. 2. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	電気器具製造業	担当部長(嘱託)	無	有
28	小林 巧	56	陸上自衛隊通信団本部付(陸上自衛隊通信団中央野外通信群長)	-	-	-	-	-	H30. 2. 17	H30. 2. 18	株式会社日立国際電気	通信・半導体・電子機器等の製造及び研究開発	幹部嘱託	無	有
29	浅井 修	56	自衛隊体育学校付(陸上自衛隊第27普通科連隊長兼陸上自衛隊釧路駐屯地司令)	-	-	-	-	-	H30. 2. 18	H30. 2. 19	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	事務	無	有
30	大久保 和広	56	海上自衛隊第3術科学校付(近畿中部防衛局調達部次長)	H30. 1. 22	海上自衛隊第3術科学校付	H30. 1. 22	H30. 2. 21	特に命ぜられた事項	H30. 2. 21	H30. 2. 22	コトブキテック株式会社	製缶板金業	総務部長付	無	有
31	立石 庄一郎	60	自衛隊福岡地方協力本部副本部長	-	-	-	-	-	H29. 3. 31	H30. 3. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官の再就職に関する援護業務	福岡支部援護課長	無	無

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「-」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。